

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：小谷村棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)。

(1) 旧南小谷村地域の棚田

- ①峰の棚田 (5.18ha, 1/14) ②蕨平の棚田 (7.84ha, 1/13)
- ③土倉の棚田 (17.21ha, 1/15) ④坪山の棚田 (6.12ha, 1/17)
- ⑤虫尾の棚田 (9.21ha, 1/11) ⑥石坂の棚田 (5.93ha, 1/17)
- ⑦高車の棚田 (2.66ha, 1/10) ⑧堂の入の棚田 (4.97ha, 1/14)
- ⑨家の下の棚田 (3.46a, 1/16) ⑩越戸外の棚田 (6.54ha, 1/17)
- ⑪立屋・千国の棚田 (27.17ha, 1/13) ⑫元廻の棚田 (4.44ha, 1/9)
- ⑬黒川の棚田 (8.92ha, 1/19) ⑭池原の棚田 (10.06ha, 1/18)
- ⑮梨平の棚田 (3.06ha, 1/12) ⑯伊折の棚田 (2.93ha, 1/16)
- ⑰平間の棚田 (3.04ha, 1/9) ⑱下里瀬の棚田 (4.23ha, 1/24)
- ⑲沓掛の棚田 (3.35ha, 1/15)

(2) 旧中土村地域の棚田

- ①土谷の棚田 (6.29ha, 1/11) ②曾田の棚田 (9.68ha, 1/10)
- ③中谷の棚田 (9.35ha, 1/14) ④狐塚の棚田 (1.61ha, 1/13)

(3) 旧北小谷村地域の棚田

- ①深原の棚田 (5.79ha, 1/13)

※範囲については別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・令和12年3月まで小谷村全域の棚田地域について、耕作放棄率を現状の15%から10%以内に抑える。
- ・令和12年3月までに小谷村全域の棚田地域について、荒廃農地を3%復旧する。

○担い手の確保

- ・令和12年3月までに担い手(認定農業者等)が参加する棚田を現状の2地域から3地域以上に増加させる。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和12年3月までにスマート農業の導入を検討して、農作業用機械などを購入またはリースすることで、農作業の省力化・効率化を図り、草刈り等の活動時間を現状の延べ時間10日/1ヶ月から5日/1ヶ月に減少させる。

○関係人口の創出

- ・令和12年度までに棚田オーナー制度のオーナーを現状の28人から5人以上増加させ

る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○自然環境の保全・活用

- ・令和12年3月までに、小谷村全域の棚田地域について、棚田保全活動する人数を全体で5名以上増加させる。
- ・令和12年3月までに小谷村全域の棚田地域における鳥獣被害面積を電気柵等を講じて、0.5ha以上にならないよう維持する。(現状0.8ha)
- ・令和12年3月までに多面的機能交付金共同取組活動(長寿命化)を使用して、施設整備を1箇所以上行う。

○良好な景観の形成

- ・令和12年3月までに景観作物を小谷村全域の棚田地域で現状の0.2haから0.5haまで植栽を増加させる。

○小中学生に向けたイベント

- ・小谷村全域の棚田地域において、小中学生に向けた自然ふれあいイベント(水生生物ふれあいイベントまたは水生生物観察イベント)を年1回、15名以上の参加者を確保する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和12年3月までに棚田オーナーに取り組んでいる地域で、村と連携した広報等を実施して、参加者を5組増加させる。(R6実績28組)
- ・小谷村全域の棚田地域で農村交流体験イベントを年1回以上開催し、年間15人以上参加者を確保する。

○その他関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・収穫祭を年1回開催して、小谷村全域の棚田地域における参加者を15人確保する。
- ・農業体験利用者を村や観光連盟、地域宿泊施設と連携して50人増加させる。
- ・地域において離農者を令和12年3月までに5名以下に抑える。(死亡等を除く)

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施する。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

地元農家や棚田オーナー制度を活用しながら、小谷村全域の棚田地域の耕作放棄地を維持・減少する。

- ・担い手の確保

認定農業者や認定農業法人与協力して、小谷村全域の棚田地域における担い手の確

保を促進する。

また、新規就農者を対象に、営農指導や販売支援を行う。

- ・生産性、付加価値の向上

小谷村全域の棚田地域において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手の確保を促進する。

小谷村全域の棚田地域において、スマート農業（ICT, AI, IoT）を活用した取組について推進する。

- ・関係人口の創出

棚田オーナー制度・収穫祭等を通じて、村内外者を問わず、小谷村の棚田振興活動に触れる機会を創出する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

小谷村全域の棚田地域において、電気柵や檻を設置するなど、鳥獣被害防止を推進する。

- ・良好な景観の形成

小谷村全域の棚田地域において、耕作放棄発生率を減少させるために、景観作物の定植や管理を推奨し、景観保全に係る維持を推進する。

- ・小中学生に向けたイベント

良質な水源を活用した小谷村全域の棚田地域において、ホテル等の希少生物を活用しながら地元小中学生等を対象にして、村が保有する自然を再確認していただくことを目的にイベントを計画・推進する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度の農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

- ・その他関係人口の創出・拡大による地域振興

各地域において収穫祭等を開催して、関係人口の創出・拡大を図る。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、棚田オーナーやスマート農業に係る研究参加者等は、協議会参加者ではないが、それぞれ関係する活動への参加を行う。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

小谷村棚田地域振興協議会は、小谷村、農業者、関係集落代表者等で構成される。参加者の名称又は氏名は別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項